

ムーンショット型農林水産研究開発事業プロジェクトマネージャー(PM)公募 Q&A

項目	No.	質問	回答
総論	1	プログラムディレクター(PD)に直接相談してよいですか。	公募内容や審査等については、PDに直接相談することはお控えください。
	2	公募期間は7月20日(月)12時までですが、公募に関する問い合わせは、いつまで可能ですか。	<p>公募に関するお問い合わせは、応募の締切りまでの間、以下のメールアドレスをお願いいたします。御質問の内容や時期によっては回答が困難な場合がありますので、余裕をもって早めにお問い合わせいただきますようお願いいたします。</p> <p>現在、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、在宅勤務を行っております。このため、電話での対応を一時的に中止しておりますので、お問い合わせはメールでお願いいたします。なお、新型コロナウイルスの感染状況により、電話での対応が可能となった場合は、HPでお知らせいたします。</p> <p>メール：seiken-moonshot[アット]ml.affrc.go.jp [アット]を@に置き換えてください。 公募全般に関する問い合わせ 生研支援センター 新技術開発部 戦略的研究開発課 契約事務に関する問い合わせ 生研支援センター 研究管理部 研究管理課</p>
	3	生研支援センターとの直接対面による個別相談は可能ですか。	<p>現在、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、多くの職員が在宅勤務を行っております。このため、個別相談は、対面での相談ではなく、Web会議システム(Skype for Business)を基本といたします。環境がない場合は電話での相談も可能ですが、在宅勤務を行っている関係で、電話での対応には制約が生じますことをあらかじめ御了解願います。御相談の内容によっては、面談ではなく電子メールでの対応とさせていただきます場合もあります。なお、審査の公平性確保の観点から、相談内容によってはお答えできない部分も出てくるのが想定されますので、あらかじめ御承知おきください。以上を御了承の上、個別面談を御希望の場合は、7月6日(月)正午までに以下の宛先まで御連絡下さい。個別面談は7月13日(月)までの実施といたします。また、新型コロナウイルスの感染状況により、直接対面での相談が可能となった場合は、HPでお知らせします。</p> <p>メール：seiken-moonshot[アット]ml.affrc.go.jp [アット]を@に置き換えてください</p> <p>公募全般に関する問い合わせ 生研支援センター 新技術開発部 戦略的研究開発課 契約事務に関する問い合わせ 生研支援センター 研究管理部 研究管理課</p> <p>件名：「個別面談希望：ムーンショット型農林水産研究開発事業(所属機関・氏名)」としてください。 本文：以下の項目を必ず記載してください。 ・お名前 ・御所属 ・御相談の概要 ・面談希望日時(複数ご提示下さい。土日祝日は除きます。) ※なお、個別面談は7月13日(月)までの実施といたします。</p>
	4	PM候補とプロジェクト計画提案書の両方の記載が求められています。PMとプロジェクト計画を採択するのでしょうか。	本公募では、PMのみ採択します。採択後、PDの指揮の下、PMがプロジェクトの作り込みを行い、プロジェクト計画提案書等をブラッシュアップしていただきます。

項目	No.	質問	回答
事業期間	1	研究の実施期間は10年以内でもよいのでしょうか。	研究の実施期間は原則5年間とし、評価結果を踏まえて最大10年間実施可能としています。10年より短い期間の研究計画を提案いただくことは可能です。なお、研究の評価結果等によって当初計画していた研究実施期間を変更、終了する場合がありますので御留意ください。
	2	委託契約は何年間の契約でしょうか。評価結果によってプロジェクトが終了となった場合、契約はどうなるのでしょうか。	委託契約は、PMが所属する研究機関(代表機関)と5年間の複数年契約を締結します。なお、評価結果等により、途中で研究費の減額や研究開発プロジェクトの中止等があります。

項目	No.	質問	回答
予算規模・事業規模	1	年間の予算規模はどの程度でしょうか。	本事業の予算としては、現在、5ヶ年分として51億円の基金が造成されています。プロジェクト計画1件あたりの予算の上限額及び下限額は定めていないため、プロジェクトに必要な予算額を積算してください。 なお、採択時の附帯条件として、予算額や研究実施体制を含む実施計画の変更をお願いする場合がありますので御留意ください。
	2	PMは何名採択する予定でしょうか。	具体的な数は定めておりませんが、現在の基金の範囲内で複数のPMを採択する予定です。
	3	事業期間は最大10年間ですが、研究開始から5年分の予算として51億円の基金が造成される予定とのことです。6年目以降の予算は確保されるのでしょうか。	6年目以降の予算については、未定です。

項目	No.	質問	回答
応募要件等	1	複数の研究機関等からなる研究グループとありますが、何機関必要でしょうか。民間企業の参画は必須でしょうか。	具体的な数は定めておりませんが、プロジェクトの遂行に必要な機関が必ず参画した形で御提案ください。 なお、民間企業の参画は必須ではありませんが、出口戦略まで見据えたプロジェクト計画提案書の作成を求めています。
	2	研究グループに、研究機関以外の機関が含まれてもよいでしょうか。	本事業は研究開発を行う事業であるため、原則、研究開発プロジェクトを直接実施する研究機関が参画することとしています。しかしながら、ムーンショット目標(MS目標)を達成するために、必要な機関を参画させたい場合には、別紙5のプロジェクト計画提案書の様式2—3「研究機関の役割」に研究機関以外の機関を参画させたい理由について記入してください。
	3	応募は、応募者及び応募者が所属する機関が行うとのことですが、PM候補者が応募者となるべきでしょうか。PM候補者の所属機関変更が予定されている場合は応募可能でしょうか。	PM候補者が応募者となり、応募する時点で所属している機関を代表機関として応募してください。審査期間中は代表機関の変更はできません。 PMが採択された後、委託契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関に特段の事情の変化があり、研究の実施が困難と判断される場合は、代表機関の要件(公募要領の3の(3)に記載している要件)を満たし、PM活動が支障なく継続できるという条件を満たす限りにおいて、PDの承認を得ることができれば、代表機関を変更することも可能とします。 もし、応募時点で、PM候補者の所属機関の変更が予定されている場合には、別紙5のプロジェクト計画提案書の様式2—3「研究機関の役割」にその理由及び時期をはじめ、変更先の研究機関に係る情報などを記入していただきますようお願いいたします。
	4	PM候補が日本国籍を有していなくても応募可能でしょうか。	可能です。但し、任命後は国内に拠点を置いていただくことを基本としています。
	5	PM候補が所属している機関が外国企業の場合、応募は可能でしょうか。	日本の法人格を有し、かつ国内に活動拠点を有していることが必要です。
	6	PMのエフォートはどれぐらいまで必要でしょうか。	エフォートの数値基準はありませんが、PMとしての役割を確実に遂行できるエフォートを設定してください。 なお、採択後にPDと調整の上、エフォートを再設定していただく可能性がありますので御留意下さい。
	7	「研究グループを構成する研究機関は財務状況が安定していること。なお、著しく財務状況が不安定と判断された場合は、当該研究開発機関は研究グループから外れていただく場合があります」、とのことですが、どのような状態でしょうか。	別紙5のプロジェクト計画提案書の様式3「プロジェクト計画の内容」の4「代表機関及び共同研究機関等の情報」において、各研究機関等の財務状況を記入することとしています。応募者(研究グループ)の財務状況は、ここで判断いたします。例えば、3ヶ年の事業期間、すべての項目においてマイナスとなっている場合は、財務状況を不安定と判断する場合があります。

項目	No.	質問	回答
応募要件等	8	共同研究機関及び協力機関に外国企業や海外の研究機関等の参画は必須でしょうか。また外国企業や海外の研究機関等の参画は可能でしょうか。	応募要件において、外国企業等の参画は必須とはおりませんが、ムーンショット型研究開発制度では、MS目標を実現するため、最先端研究をリードするトップ研究者等の下、世界中から研究者の英知を結集することとしています。本制度の趣旨を踏まえ、外国企業や海外機関の積極的な参画を検討願います。
	9	研究コンソーシアムの設立方式として、「規約方式」、「協定書方式」、「共同研究方式」がありますが、違いは何ですか。	研究コンソーシアムの設立方式の違いについて、まとめると以下のようになります。 ① 規約方式: 委託事業を実施すること等について規約を策定し、規約と別の書面で研究グループを構成する研究機関の同意を得る方法 ② 協定書方式: 委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関が規約をあわせて記載した協定書を交わす方法 ③ 共同研究方式: 委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関の間で共同研究契約を締結する方法 なお、共同研究方式をとる場合は、協定書方式の内容を個々の研究機関で共同研究契約を締結することになるため、ひな形はございません。契約内容はコンソーシアムの実情に合わせ適宜工夫していただければと思います。

項目	No.	質問	回答
委託経費	1	間接経費率が研究機関により割合が異なると記載されていますが、具体的な割合を教えてください。	間接経費率は、研究機関ごとに異なります。 具体的には、 ・ 大学等※1については15%以内(大学等については委託業務に直接従事する研究室等に必要間接経費を配分する場合は15%以内の加算ができます。)、 ・ 国立研究開発法人等※2については15%以内、 ・ 企業(中小企業を除きます。)については10%以内、 ・ 中小企業及び技術研究組合については20%以内の額を計上できます。 ※1. 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人 ※2. 国立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関、公益法人等の公的性格を有する機関
	2	研究の再委託や業務の外注は支援対象となりますか。	本事業は、研究コンソーシアム方式による事業であることから研究コンソーシアム以外の機関に再委託することは認められません。 研究開発や業務の内容に研究要素を含む場合は、当該研究や業務を直接行う機関が最初から研究コンソーシアムに参画していただく必要があります。 なお、研究開発要素を含まない単なる業務の外注等については、雑役務費等で措置できます。具体的な例としては、研究の中で、アプリケーションの開発・設計を実施する場合、研究コンソーシアムがアプリケーションの仕様を設定した上で、単純なアプリケーションの作成のみを外部の企業へ発注する場合は研究費の対象とすることは可能です。 一方、外部発注するアプリケーションの内容そのものに研究要素がある場合は、委託研究の再委託とみなされるため外部発注できませんので、発注先の企業も共同研究機関として研究コンソーシアムに参加していただく必要があります。
	3	既存設備等の改良・改造は、対象経費となりますか。	本事業による研究のための試作品として取り扱うことができるのであれば、既存設備を含めた機械、施設の改良・改造に係る経費を対象経費にすることが可能です。 また、耐用年数がある程度経過した機械・施設を基に、実質的な修繕を含む改造や、耐用年数が延びる改造を行った場合、試作品の「資産価格」や「耐用年数の残存期間」に一定の注意が必要です。
	4	採択・契約された場合、研究費は誰に交付されますか。	研究費は、(国)農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターから研究コンソーシアムの代表機関へ交付することを予定しております。 研究費の交付を受けた代表機関は、研究コンソーシアム内の規約等に基づき、共同研究機関等へ研究費を配分することになります。 なお、研究管理運営機関を設けた場合は、代表機関に代わって当該業務を行うこととなります。

項目	No.	質問	回答
応募方法	1	応募期限までにe-Radの登録ができない場合には応募申請できないのですか。	<p>研究コンソーシアムの代表機関及び共同研究機関(研究費の配分を受ける場合はe-Radに登録していただく必要がありますが、申請時までe-Rad登録されない共同研究機関がある場合は、e-Rad上は代表機関に研究費を計上(上乘せ)するなどして申請することを認めています。</p> <p>ただし、代表機関のe-Rad登録が済んでいない場合は受付できません。また、参画する共同研究機関のe-Rad登録がまだ済んでいない場合であっても、提案書には記載されている必要があります。</p> <p>なお、採択に至った場合、契約締結時までには、e-Rad登録を済ませ、プロジェクト計画の登録内容を修正していただく必要があります。登録(修正)されていない場合は、当該機関への研究費の配分は認められません(協力機関は、研究費の配分を受けないので、e-Radに登録する必要はありません。なお、会議等への旅費等は代表機関から支給することはできます。)</p>

項目	No.	質問	回答
利益相反	1	PM自身も研究することは可能でしょうか。	PM自らも研究を行うことは可能です。エフォートについては、提案される内容に必要なエフォートを別紙5のプロジェクト計画提案書の様式1-1の3「PMの情報」に記入してください。
	2	PMと研究グループに参画する研究者の間に利害関係がある場合、実施体制から除外されることがあるのでしょうか。	<p>PMと共同研究機関に所属する研究者との間の利益相反について、利害関係を画一的な基準によって判断し、実施体制から除外することはありません。当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して参加可否を適切に判断します。</p> <p>なお、御記入いただいた内容以外についても、利害関係者と判断する場合があります。</p> <p>利害関係を有するとは、次の1から6までのいずれかに該当する場合です。</p> <ol style="list-style-type: none"> PMと、共同研究機関に所属する研究者と同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署(学科、研究領域等)に所属する場合。 PMと、共同研究機関に所属する研究者と親族関係にある場合。 PMと、共同研究機関に所属する研究者と直接的な競争関係にある場合。 PMと、共同研究機関に所属する研究者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。 PMと、共同研究機関に所属する研究者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。 その他、所長が公正な判断を行うに相当ではないと判断した場合。

項目	No.	質問	回答
PMの選定	1	若手研究者(40歳以下)が多数参画した提案は、審査において加点対象となっていますが、何名以上であれば加点となりますか。	<p>本事業では、40歳以下の若手研究者の積極的な参画を促進しています。このため、別紙5のプロジェクト計画提案書の様式6では、40歳以下の若手研究者の人数を記入していただきます。</p> <p>なお、何名以上であれば加点を行うのかについては、審査に影響を与えますので、お答えできません。</p>

項目	No.	質問	回答
研究開発プロジェクトの作り込み	1	採択されたPMは研究開発プロジェクトの作り込み期間中は、活動経費が支払われるのでしょうか。委託契約後のPMの活動経費はどのようになりますでしょうか。	PMが所属する代表機関については、研究開発プロジェクト期間中に、最大3ヶ月前の日(委託試験研究実施計画書の提出日が採択通知日から3ヶ月以内の場合は、採択通知日)まで、委託期間開始日を遡ることが可能であり、契約締結日以前であっても、委託期間開始日以降に発生する研究開発に係る経費は、研究費として計上することを可能とします。この場合、採択通知に条件が付されている場合はこの条件に合致した研究であることが前提であり、仮に契約締結に至らなかった場合は、受託機関の自己負担となりますので、御留意下さい。
	2	提案時に想定していた研究グループが作り込みによって変更された場合、コンソーシアムの設立に時間がかかるのではないのでしょうか。	採択されたPMは、PDの指揮の下、MS目標達成に至るシナリオ、プロジェクト計画、共同研究機関や協力機関(追加又は削除)及び研究費等、応募時に提案したプロジェクトの内容のブラッシュアップ(見直し及び具体化)等を行います。この作業は本事業の実施に当たり、重要な要素であるため、この期間を想定して、あらかじめコンソーシアムの準備をした上で、応募してください。

項目	No.	質問	回答
PM採択後の研究開発の推進	1	PMが所属する代表機関の変更は可能でしょうか。	PMが所属する代表機関については、応募した後、審査期間中は変更できません。 なお、PMが採択された後、委託契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関に特段の事情の変化があり、研究の実施が困難と判断される場合は、代表機関の要件(公募要領の3の(3)に記載している要件)を満たし、PM活動が支障なく継続できるという条件を満たす限りにおいて、PDの承認を得ることができれば、代表機関を変更することも可能とします。 また、人事異動等により、PMが所属する機関が変更となった場合においても、代表機関の要件を満たし、PM活動が支障なく継続できるという条件を満たす限りにおいて、PDの承認を得ることができれば、代表機関の変更を可能とします。
	2	PMの交代は可能でしょうか。	PMは、PMの要件として、自らの指揮で各研究開発プロジェクトのマネジメントを行い、プロジェクト全体の責任を負うことになっております。このため、研究開発プロジェクト実施期間中に応募要件が満たされなくなった場合はPMの解任となり、予め交代することは想定しておりません。万が一そのような状況が生じた場合には、研究開発プロジェクトの中止も含めて、対応を検討させていただきます。

項目	No.	質問	回答
データマネジメント	1	データマネジメントは何をすればよいでしょうか。	PMの任務として、管理対象データの範囲等を定めたデータマネジメントプラン(DMP)を策定するとともに、これに基づき、研究者から管理対象データのメタデータを集約し、生研支援センターに提出していただく必要があります。また、研究データ基盤システム等を用いて、管理対象データの保存、共有及び必要な範囲での公開を行うことになります。 具体的な公開の範囲や方法等については、PD及び生研支援センターと協議の上、進めます。

項目	No.	質問	回答
その他	1	現在公募中・審査中の他の事業(ムーンショット型研究開発制度を含む)と、同じ内容の提案を行ってもよいでしょうか。	提案することは可能です。ただし、同じ内容に複数の公的資金を充当することは禁じられていますので、複数の公募で採択された場合、どれか一つを残し、他を辞退していただきます。複数の公募に並行して提案する場合は、別紙5のプロジェクト計画提案書の様式3の2「研究開発の実績等」の(1)「現に実施又は応募している公的資金による研究開発」に記載してください。
	2	応募や審査を英語で対応することは可能でしょうか。	提案書を英語で作成する、面接審査時のプレゼンテーションを英語で実施する等、一連の審査をすべて英語とすることも可能です。
	3	「委託業務研究実施要領～事務処理関係～」はいつ提示されますか。	生研支援センターのホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。 URL: http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/contents/common_form/index.html なお、「委託業務研究実施要領～事務処理関係～」は生研支援センターが実施する研究支援事業における契約・経理的財産権に関する事務処理について、共通する事項を掲載しています。別途定める各研究支援事業の研究実施に関する実施要領等において定めのあるものについては、当該内容が優先されますので御注意下さい。 「ムーンショット型農林水産研究開発事業」の委託契約に係る事務処理等について定めた実施要領は契約締結までにHPIに公開予定です。